

飼養衛生管理基準改正案における病原体の侵入防止等対策の措置状況 新

○ 家畜の所有者が遵守すべき「家畜防疫に関する基本的事項」として 1～12を規定。

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)			
分類	種類(代表例)	境界	敷地	関連施設	畜舎
人	従業者、外部者	13 ⑭ 15 ⑯ /35			25 ⑰
物品	車両、重機	⑱ /36			⑳
	器具、機材	18 19 /37 39	㉑	27	27 ㉒
	飼料、敷料	20 ㉓ ㉔			20
野生動物	野生いのしし	㉕			
	ねずみ、たぬき	㉕	㉖	㉗ 30 ㉘	㉗ 30 ㉘
	野鳥			㉗ 30	㉗ 30
	はえ、ダニ			㉘	㉘
飼養環境	土壌、粉塵		㉖	33	33
家畜	死体、排せつ物	/38 39	38	33	33
	豚、いのしし	24 /39 40			34 39 40

注) 1. 数値は該当項目、うち丸囲いは新設又は内容を追加した項目。

2. 下線のある数値は、野生動物での家畜伝染病の感染確認地域における追加措置が規定された項目。

3. 「境界」の列のセル内は、スラッシュの左側が入域時の対策、右側が出域時の対策。